

(お知らせ) 高校生等・保護者の方へ

愛媛県教育委員会

令和6年度愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金 支給申請等に係る手続きについて（災害・制服加算）

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

災害等により着用が義務付けられている制服を喪失・毀損し、再度購入が必要な場合において、加算支給を行います。すでに今年度の給付を受給している方（前倒しのみ受給者は除く）も含め、該当する方は、在学する学校へご相談ください。

記

1 支給要件（基準日（※）現在に次の要件を全て満たすこと）

※基準日 原則7月1日ですが、7月2日以降に災害等が発生した場合は、災害等発生日の属する月の翌月1日となります。（例：令和6年11月2日発生→令和6年12月1日）

（1）災害等により着用を義務付けられている制服が喪失・毀損して、再購入が必要であること。

（2）保護者等が愛媛県内に住所を有している

※ 愛媛県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

（3）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯の場合、加算給付は対象外です。）

※ 災害等に起因して保護者等の収入が激減し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる場合は、家計急変に係る給付金の支給申請が可能です。詳しくは、在籍する学校へお問い合わせください。

（4）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

2 支給額（対象生徒1人当たりの年額）

通常給付額に64,800円（全日制・定時制・通信制・専攻科）を加算

※すでに今年度受給済み（前倒しのみ受給者除く）の場合、上記加算額のみを追加給付します。

※前倒し給付のみ受給された方で通常給付の要件を満たす方は、期日までに通常給付の申請をお願いします。

3 申請書類等

通常の申請書類に加え、次の書類を追加提出してください。

- ・様式第6号「制服の再購入に係る誓約書」
- ・様式第7号「制服の再購入に係る証明書」※在籍校にて作成・証明されたもの
- ・罹災証明書（お住まいの自治体が発行するもの）

【問合せ先】

愛媛県教育委員会事務局指導部
高校教育課 施設管理グループ
奨学のための給付金 担当

TEL：089-912-2951